

社会福祉法人 鹿島育成園
評議員・役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鹿島育成園(以下、「法人」という。)の定款第8条及び定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条第1項による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は、日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する評議員には支給しない。

2 常勤役員に対しては、法人の給与規程に基づき給与を支給する。

(1)報酬は、別表第2に定める1人当たりの月額の範囲内とする。

(2)通勤手当の額は法人の給与規程による。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき支給する。ただし、国又は地方公共団体の職と兼職する非常勤役員には、支給しない。

(報酬支払方法)

第4条 前号各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の弁償)

第5条 法人は、第2条の第1号、第2号、第4号による評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用の弁償は実費とする。ただし、旅費については、法人の旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

- 第6条 定款第6条第2項による評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表3に基づき支給する。ただし、国または地方公共団体の職と兼職する評議員選任・解任委員には支給しない。
- 2 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会(出席)以外の日において、評議員選任・解任の対応に係る業務にあたった場合は、その費用を弁償する。
 - 3 弁償の費用は実費とする。ただし、旅費については、法人の旅費規程に基づき算出されるものとする。
 - 4 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(委員会等の委員の報酬等)

第7条 法人の評議員・役員等以外に法人の設置する運営協議会及び委員会（以下「委員会等」という。）の委員の報酬及び費用の弁償については、第6条の規定を準用するものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年3月25日(評議員会の議決日)から施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額(1人当たり)	年間総額(合計)
評議員	5,000 円	140,000 円

別表2 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (1人当たり)	年間総額(合計)
理事(理事長以外)	5,000 円	150,000 円
理事(理事長)	5,000 円	500,000 円
監 事	5,000 円	60,000 円
評議員選任・解任委員	5,000 円	—
委員会等の委員	5,000 円	—